



秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○救急病院の認定(七八一・医務課)	1
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(七八二・商業貿易室)	1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(七八三・商業貿易室)	1
○道路区域の変更及び供用開始(七八四・道路課)	2
○河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(七八五・河川砂防課)	2
公告	
○土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	3
○県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)	3

告 示

秋田県告示第七百八十一号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後三十八番地	平成二十一年十一月十一日

秋田県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 新潟県新潟市清水四千五百一番地一
 コメリホームセンター本荘店
 由利本荘市出戸町字赤沼下道五十八
 変更した事項
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 大規模小売店舗を設置する者
 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 能代市大町七番二十七号
 変更後
 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 新潟県新潟市清水四千五百一番地一
 大規模小売店舗の名称及び所在地
 変更前
 ホームセンターヤマキ本荘出戸町店
 本荘市出戸町字赤沼下道五十八
 変更後
 コメリホームセンター本荘店
 由利本荘市出戸町字赤沼下道五十八
 大規模小売店舗において小売業を行う者
 変更前
 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 能代市大町七番二十七号
 変更後
 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 新潟県新潟市清水四千五百一番地一
 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- (1) 平成十八年七月一日
- (2) 大規模小売店舗の名称
 平成十八年九月二十六日
- (3) 大規模小売店舗の所在地
 平成十七年三月二十二日
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 平成十八年七月一日

(五) 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
 住所変更のため
- (2) 大規模小売店舗の名称
 名称変更のため
- (3) 大規模小売店舗の所在地
 市町村合併のため
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 住所変更のため

二 届出年月日

平成十八年十一月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (二) 縦覧期間
 平成十八年十一月十四日から平成十九年三月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、

これを述べることができる。
平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - (二) 新潟県新潟市清水四千五百一番地一
大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター本荘店
由利本荘市出戸町字赤沼下道五十八
変更しようとする事項
 - (三) 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 四千三百平方メートル
イ 変更後 六千四百二十八平方メートル
 - (2) 廃棄物等の保管施設の容量
ア 変更前 二十四・三立方メートル
イ 変更後 三十・三立方メートル
 - (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 株式会社ヤマキ
 - ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
 - イ 変更後 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
イ 変更後 午前六時四十五分から午後九時十五分まで
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 変更前 午前六時から午後九時まで
イ 変更後 午前七時から午後七時まで
 - (四) 変更する年月日
平成十九年七月七日
 - (五) 変更する理由
店舗増築のため
- 二 届出年月日
平成十八年十一月六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所

- 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (二) 縦覧期間
平成十八年十一月十四日から平成十九年三月十四日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道			秋田雄和本荘線	由利本荘市新沢字小坂三五番二から字下川原一七二番一地先まで	一一・二〇〇・一九・〇〇	〇・〇七一
			秋田雄和本荘線	"	一一・三〇〇・二五・〇〇	〇・〇六九

- 二 供用開始の期日 平成十八年十一月十四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第七百八十五号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

- 平成十八年十一月十四日 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 河川の名称 一級河川 玉川及び椴木内川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防及び左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 仙北市角館町小館百四十八番から同市角館町西下野七十九番十二番まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 道路管理者 仙北市長
- (二) 住所 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十番
- (三) 代表者の氏名 仙北市長 石 黒 直 次
- 五 管理の内容
(一) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作

物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
六 管理の期間 平成十八年十一月六日から道路の存続する日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す

る。

平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

北秋田市栄字太田六番地五

長谷川 正

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す
る。

平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

大仙市豊岡字杉ヶ崎八十九の一番地

田口 利男

平成十八年十一月七日県営土地改良事業（田根森地区担い手育
成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十
四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する
同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄